

八代市議会 9 月定例会議案

(令和 5 年 9 月 1 1 日招集)

目 次

- 議案第 67 号 令和 4 年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 68 号 令和 4 年度八代市簡易水道事業会計決算の認定について
- 議案第 69 号 令和 4 年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 70 号 令和 5 年度八代市一般会計補正予算
- 議案第 71 号 令和 5 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 72 号 令和 5 年度八代市下水道事業会計補正予算
- 議案第 73 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 74 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 75 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 76 号 訴えの提起について
- 議案第 77 号 契約の締結について
- 議案第 78 号 契約の締結について
- 議案第 79 号 八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第 80 号 八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託について
- 議案第 81 号 八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 82 号 八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 83 号 八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 84 号 八代市国民健康保険税条例の一部改正について

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 5 年 9 月 11 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和5年8月21日
八代市長 中村 博生

記

令和5年度八代市一般会計補正予算（第5号）

令和 5 年 度

八代市一般会計補正予算書

(第 5 号)

専決第5号

令和5年度八代市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度八代市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,400千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64,687,000千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年8月21日専決

八代市長 中 村 博 生

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
22 市債		4,824,400	9,400	4,833,800
	1 市債	4,824,400	9,400	4,833,800
補正されなかった款に係る額		59,853,200	0	59,853,200
歳 入 合 計		64,677,600	9,400	64,687,000

(単位：千円)

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 災害復旧費		1,380,368	9,400	1,389,768
	2 公共土木施設災害復旧費	870,866	9,400	880,266
補正されなかった款に係る額		63,297,232	0	63,297,232
歳 出 合 計		64,677,600	9,400	64,687,000

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 668,200	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ	千円 677,600	補正前に同じ		

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	16,036,090	0	16,036,090
2 地方譲与税	617,000	0	617,000
3 利子割交付金	3,000	0	3,000
4 配当割交付金	38,000	0	38,000
5 株式等譲渡所得割交付金	64,000	0	64,000
6 法人事業税交付金	211,000	0	211,000
7 地方消費税交付金	2,990,000	0	2,990,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0	8,100
9 環境性能割交付金	28,000	0	28,000
10 地方特例交付金	112,608	0	112,608
11 地方交付税	15,708,124	0	15,708,124
12 交通安全対策特別交付金	14,000	0	14,000
13 分担金及び負担金	228,404	0	228,404
14 使用料及び手数料	764,858	0	764,858
15 国庫支出金	11,988,126	0	11,988,126
16 県支出金	5,577,257	0	5,577,257
17 財産収入	72,434	0	72,434
18 寄附金	2,027,650	0	2,027,650
19 繰入金	1,305,652	0	1,305,652
20 繰越金	1,100,000	0	1,100,000
21 諸収入	958,897	0	958,897
22 市債	4,824,400	9,400	4,833,800
歳入合計	64,677,600	9,400	64,687,000

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	349,645	0	349,645	0	0	0	0
2 総務費	6,875,503	0	6,875,503	0	0	0	0
3 民生費	25,183,636	0	25,183,636	0	0	0	0
4 衛生費	4,688,483	0	4,688,483	0	0	0	0
5 農林水産業費	3,095,486	0	3,095,486	0	0	0	0
6 商工費	2,537,717	0	2,537,717	0	0	0	0
7 土木費	5,193,844	0	5,193,844	0	0	0	0
8 消防費	3,134,999	0	3,134,999	0	0	0	0
9 教育費	4,447,588	0	4,447,588	0	0	0	0
10 災害復旧費	1,380,368	9,400	1,389,768	0	9,400	0	0
11 公債費	6,979,587	0	6,979,587	0	0	0	0
12 諸支出金	790,744	0	790,744	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳出合計	64,677,600	9,400	64,687,000	0	9,400	0	0

2. 歳入

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 災害復旧債	668,200	9,400	677,600	2 公共土木施設 災害復旧債	9,400	道路橋梁施設災害復旧事業
計	4,824,400	9,400	4,833,800			

3. 歳出

(款) 10 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 道路橋梁施設 災害復旧費	860,166	9,400	869,566	0	9,400	0	0	10 需用費	300	道路橋梁施設災害復旧事業
								12 委託料	4,600	
								14 工事請負費	4,500	
計	870,866	9,400	880,266	0	9,400	0	0			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
2. 災害復旧債	15,476,348	16,232,948	947,100	411,207	16,768,841
(1) 単 独	14,675,563	15,302,118	435,300	379,003	15,358,415
(2) 補 助	800,785	930,830	511,800	32,204	1,410,426
補正されなかった 区分にかかると額	70,171,298	67,732,873	4,464,200	6,249,295	65,947,778
合 計	85,647,646	83,965,821	5,411,300	6,660,502	82,716,619

財産の無償譲渡について

本市は、下記のとおり財産を無償譲渡するものとする。

記

1 譲渡する土地

	所在地	地目	登記簿面積
①	八代市鏡町下村字屋敷 434番2	宅地	811.30平方メートル
②	八代市鏡町下村字屋敷 547番	宅地	207.39平方メートル

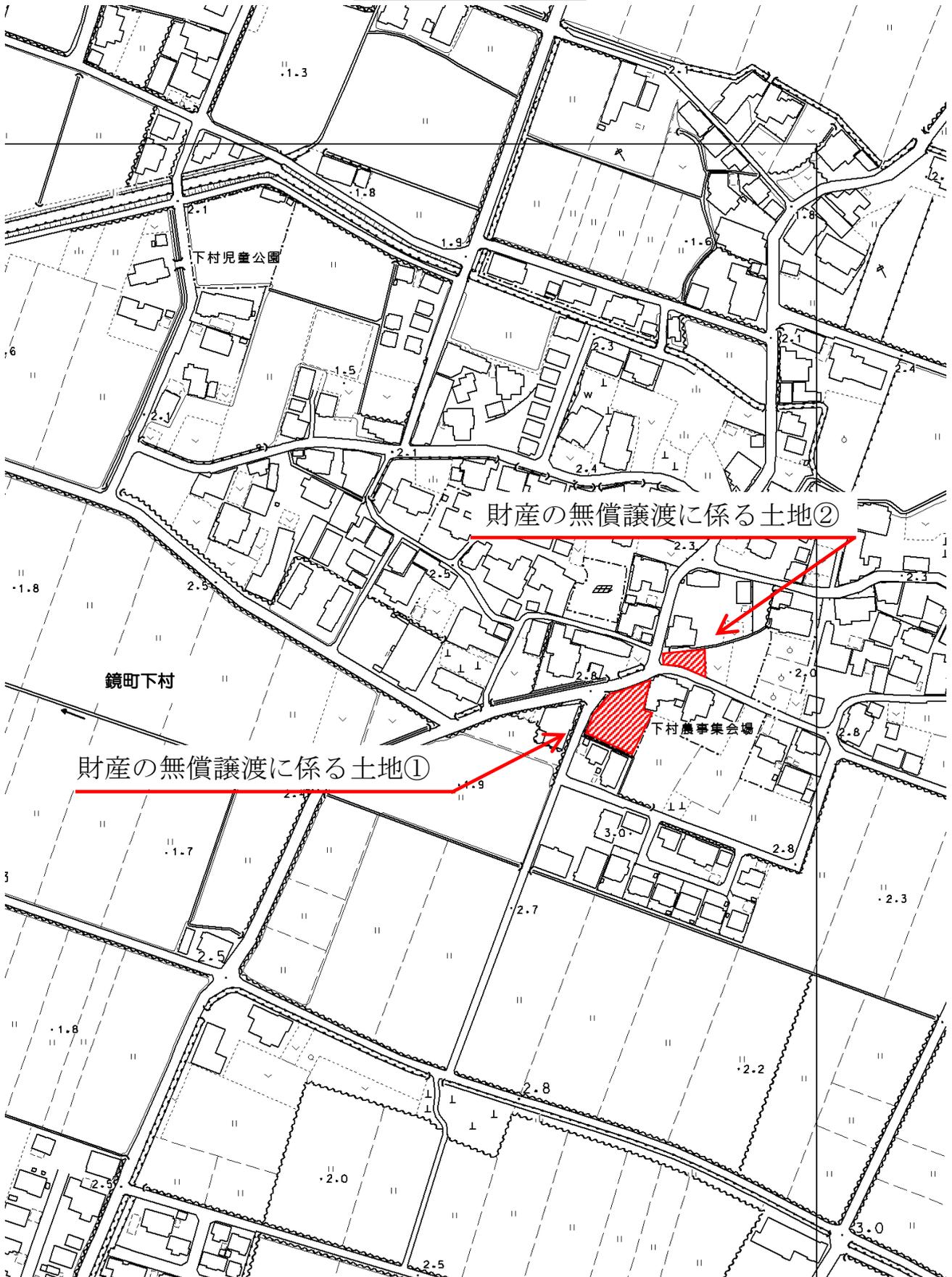
- 2 譲渡の相手方 八代市鏡町下村434の2番地
下村区
総区長 田副 稔

令和5年9月11日提出
八代市長 中村 博生

(提案理由)

財産を無償譲渡するには、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



財産の無償譲渡について

本市は、下記のとおり財産を無償譲渡するものとする。

記

1 譲渡する財産

(1) 建物

所在地 八代市坂本町中津道300番地
構造 木造平家建
延べ面積 60.87平方メートル

(2) (1)に附属する家具、備品一式

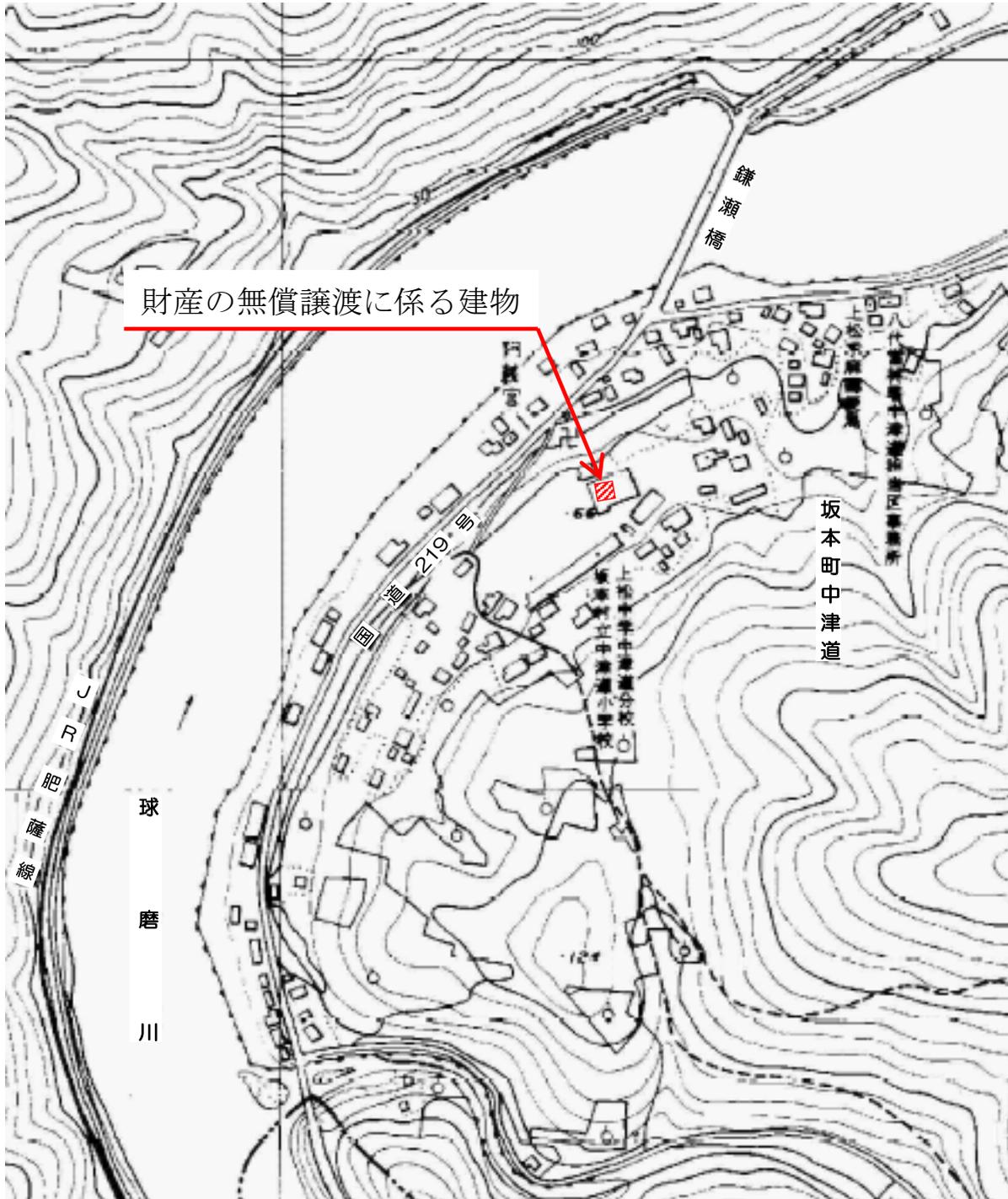
2 譲渡の相手方 八代市坂本町中津道300番地
中津道自治会
会長 山口 芳幸

令和5年9月11日提出
八代市長 中村 博生

(提案理由)

財産を無償譲渡するには、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



※この位置図は、令和2年7月豪雨以前の地形図により作成したもの

訴えの提起について

本市は、下記のとおり訴えを提起するものとする。

記

- 1 当事者 原告 八代市
被告 個人 4人（いずれも住居所不明）
- 2 事件名 所有権移転登記手続請求事件
- 3 請求の趣旨
（1）被告らは、原告に対し、別紙物件目録記載の土地について、昭和28年9月15日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
（2）訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決を求める。
- 4 訴訟遂行の方針
弁護士を訴訟代理人と定める。

令和5年9月11日提出
八代市長 中村博生

（提案理由）

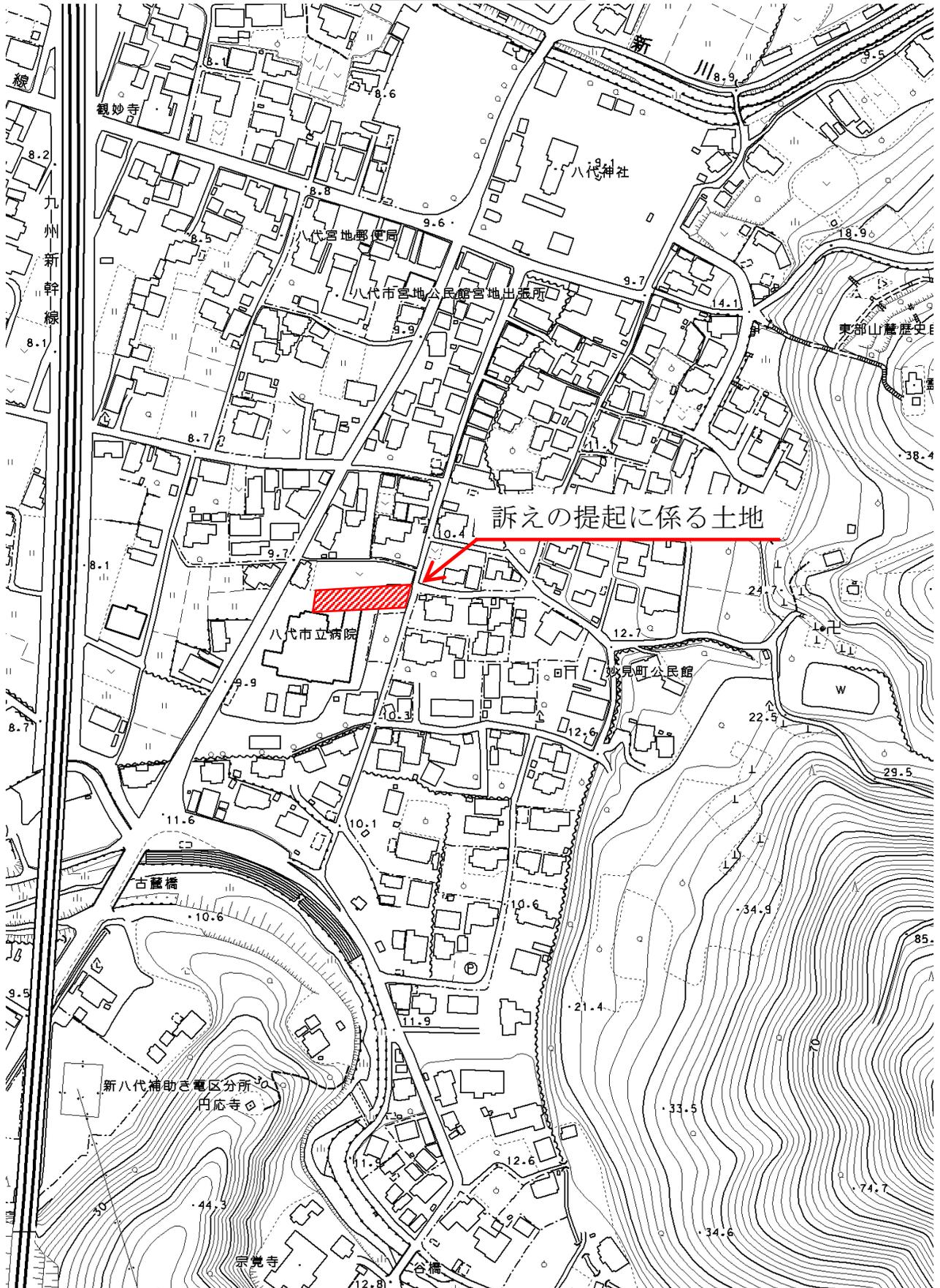
本市が、訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を経る必要がある。

【別紙】

物件目録

所在 熊本県八代市妙見町字観行寺
地番 1 4 9 番
地目 田
地積 5 3 5 m²

位置図



契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- 1 工 事 名 村平橋災害復旧工事（R2災第4628号）
- 2 工 事 場 所 八代市坂本町川嶽
- 3 契 約 金 額 198,000,000円
- 4 契約の相手方 八代市日奈久大坪町843番地1
松本土建合資会社
代表社員 松本 昭二郎

令和 5 年 9 月 11 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- 1 工 事 名 清掃センター解体工事
- 2 工 事 場 所 八代市中北町3743番地
- 3 契 約 金 額 984,271,200円
- 4 契約の相手方 浅沼組・園川組建設工事共同企業体
代表者 福岡市博多区博多駅東三丁目14番1号
株式会社浅沼組 九州支店
執行役員支店長 江崎 彰 夫

令和5年9月11日提出
八代市長 中村 博生

(提案理由)

本市が予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、
令和 6 年 3 月 31 日限りで、八代生活環境事務組合の共同処理する事務を変
更し、八代生活環境事務組合同規約（昭和 54 年熊本県指令地第 6 号）の一
部を別紙のとおり変更する。

令和 5 年 9 月 11 日提出
八代市長 中村博生

（提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするとき
は、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

八代生活環境事務組合規約の一部を変更する規約

八代生活環境事務組合規約（昭和54年熊本県指令地第6号）の一部を次のように変更する。

第2条中「もつて」を「もって」に改める。

第3条第1号中「あつては」を「あっては」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるじん芥処理施設の設置及び管理運営に関する事務（八代市にあつては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。）

ア じん芥処理施設の焼却施設の閉鎖及び当該焼却施設の閉鎖後のじん芥処理施設（最終処分場及び浸出水処理施設を除く。）の維持管理に関する事務

イ じん芥処理施設の焼却施設の解体に関する事務

ウ じん芥処理施設の最終処分場及び浸出水処理施設の管理運営に関する事務

エ じん芥処理施設の最終処分場の第3埋立地の覆土に関する事務

オ じん芥処理施設の最終処分場の被覆施設の解体に関する事務

第3条第3号及び第4号中「あつては」を「あっては」に改める。

第5条第3項中「なつた」を「なつた」に改める。

第11条第3項中「あつては」を「あっては」に改める。

第12条第1項中「もつて」を「もって」に改め、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) 第3条第2号の事務に関する負担金

第3条第2号ア及びイの事務 平成11年4月以降の可燃ごみの累計搬入量割

第3条第2号ウ及びオの事務 平成18年2月以降の可燃ごみの累計搬入量割

第3条第2号エの事務 平成28年1月以降の可燃ごみの累計搬入量割

第12条第4項中「前項各号」を「前項第2号及び第3号」に改め、同項第1号中「前項第1号及び第3号」を「前項第2号」に、「八代市千丁町」を「八代市坂本町、千丁町」に改め、同項第2号中「前項第2号」を「前項第3号」に、「八代市坂本町、千丁町」を「八代市千丁町」に改める。

附則第2項中「もつて」を「もって」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から、別紙の規約により行う八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託について、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 11 日提出
八代市長 中村 博生

（提案理由）

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づく事務の委託の協議を行うためには、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を経る必要がある。

八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 氷川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、同町の区域において収集した一般廃棄物の焼却処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を八代市に委託する。

(収集及び搬入の方法並びに上限量)

第2条 氷川町は、同町の区域内における焼却処理を行う一般廃棄物の収集を自己の責任において行い、八代市環境センター（以下「施設」という。）に搬入するものとする。

2 前項の搬入の上限量は、年間3,500トンとする。ただし、災害廃棄物については、別途協議するものとする。

(委託の期間)

第3条 委託事務の委託の期間は、令和6年4月1日から令和20年9月30日までの期間とする。

(搬入の停止等)

第4条 八代市は、施設の故障、修理その他やむを得ない事情により一般廃棄物の焼却処理をすることができない事由が生じたときは、期限を定めて氷川町に対して施設への一般廃棄物の搬入の停止又は搬入量の減少を求めることができる。

(管理及び執行の方法)

第5条 委託事務の管理及び執行については、八代市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第6条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、氷川町が搬入した一般廃棄物に係る焼却及び施設の維持管理に要する管理運営費並びに施設の建設に要した経費の一部を負担する特別負担金とする。

2 前項の経費は、氷川町の負担とし、氷川町は、これを八代市に交付するものとする。

3 第1項の経費の額及び前項の規定による交付の時期は、八代市長が氷川町長と協議して定める。この場合において、八代市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積に関する書類（経費明細書等参考となるべき書類を含む。）を氷川町長に送付しなければならない。

(施設解体に係る負担)

第7条 氷川町は、施設の解体費用について、施設の解体時に委託事務における一般廃棄物の搬入量に基づいた額を負担するものとする。ただし、解体実施前に委託事務を解除する場合は、八代市と氷川町で協議して定めた額を負担するものとする。

(予算の計上)

第8条 八代市長は、その委託を受けた委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、八代市一般会計歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入の帰属)

第9条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料その他の収入は、全て八代市の収入とする。

(経費の調整)

第10条 八代市長は、各年度において委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、氷川町の負担すべきものに対し、氷川町が八代市に交付した額に過不足があるときは、八代市は氷川町と協議してこれを調整するものとする。この場合において、八代市長は、過不足の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに氷川町長に提出しなければならない。

(決算の措置)

第11条 八代市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を氷川町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第12条 八代市と氷川町は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(条例等改正の場合の措置及び公表)

第13条 委託事務の管理及び執行について適用される八代市の条例等の全部若しくは一部の改正又は制定（以下「改正等」という。）をしようとする場合においては、八代市長は、あらかじめ、氷川町長に通知しなければならない。

2 前項の条例等の改正等がされた場合においては、八代市長は、直ちにその旨を氷川町長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、氷川町長は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他必要な事項)

第14条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務について必要な事項は、八代市と氷川町で協議して定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正について

八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

重度心身障がい者の経済的負担を軽減するため、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領が一部改正されたことに伴い、助成対象とする一部負担金について所要の改正を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例

八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例（平成17年八代市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第2条の表一部負担金の項を次のように改める。

一部負担金	医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額（他の法令等により国又は地方公共団体の負担により給付されるいわゆる公費負担医療がある場合は、その額を控除した額）
-------	---

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の八代市重度心身障がい者医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の適用の日以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、同日前の診療又は施術に係る医療費については、なお従前の例による。

八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整理を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年八代市条例第32号）の一部を次のように改正
する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 11 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容
について定める通知の一部改正に伴い、放課後児童支援員とみなすことが
できる者の要件について、条例の改正が必要である。

八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八代市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改める。

附則第3条中「この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間」を「当分の間」に、「第11条第3項」を「第13条第3項」に、「令和5年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附則第4条中「第11条第2項」を「第13条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、附則第3条の改正規定（「この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間」を「当分の間」に改める部分及び「令和5年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める部分に限る。）による改正後の八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

八代市国民健康保険税条例の一部改正について

八代市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税に係る出産被保険者の産前産後期間における所得割額及び被保険者均等割額を免除するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八代市国民健康保険税条例（平成17年八代市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,960円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,440円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 4,933円

(イ) 多胎妊娠の場合 7,400円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 7,893円

(イ) 多胎妊娠の場合 11,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 9,866円

(イ) 多胎妊娠の場合 14,800円

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割

額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 930円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,395円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,550円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,325円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,480円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,100円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,650円

- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,490円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,235円

イ 第1項第2号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,483円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,725円

ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,973円

(イ) 多胎妊娠の場合 5,960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 4,966円

(イ) 多胎妊娠の場合 7,450円

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の八代市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

